

26 琴情答申第 4 号

平成 26 年 12 月 18 日

琴平町選挙管理委員会

委員長 堤 徹 郎 様

琴平町情報公開審査会

会長 石 合 由



## 答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

### 諮問事項

実施機関 琴平町選挙管理委員会

諮問日 平成 26 年 9 月 10 日 (26 琴選管発第 100 号)

事件名 平成 26 年 8 月 20 日 26 琴選管発第 90 号文書による非公開決定に関する件

### 第 1 審査会の結論

琴平町選挙管理委員会が、平成 26 年 8 月 20 日付けで本件請求に対し、非公開決定(以下「本件処分」という。)とした判断は妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例(平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 26 年 8 月 6 日付けで、次の内容の行政文書の公開請求(以下、「本件請求」という。)を行った。

(1) 平成 23 年 4 月 1 日告示、同 10 日投票の香川県議会議員選挙 仲多度第 1 選挙区における、貴委員会が保管する、投票用紙の全て。

尚、写しは PDF ファイル化した物を請求する。また同上選挙に関する時効は全て成立している。更に琴平町情報公開条例審査委員会委員長石合由明には、別途申立人から本件請求事実を通知する。

## 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 26 年 8 月 20 日付けで本件処分を行い異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 26 年 8 月 25 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立ての内容等

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める。」というものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 投票用紙の公開は過去に多くの事例が存在する。
- (2) 特定の個人が識別されるという理由こそが、公選法及び選管の活動そのものを否定している。
- (3) 同請求に係る選挙違反の事項は全て成立している。よって、今後の選挙事務の適正な遂行に支障を及ぼす等という事は理由にならず、また同選挙において不正を行ったことを自認したに過ぎない。

## 第 4 実施機関の説明の要旨

### 1 非公開決定の理由について

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

条例第 7 条第 1 号は、法令等により、公にすることができないとされている情報が記録されている行政文書を非公開とすることを定めたものである。

投票済みの投票用紙は、公職選挙法第 76 条第 1 項の規定により点検後封印をして保管することになっている。また、公職選挙法第 52 条、憲法第 15 条第 4 項の規定により、投票の秘密の保持の規定がある。これらの法律の規定から、投票済みの投票用紙は公にすることができないと認められる情報（条例第 7 条第 1 号）に該当する。

この封印された投票用紙はその選挙に係る議員の任期間、保存することになっており（公選法第 71 号）、このことは選挙の異議申立期間の経過により開封、点検す

ることができるものではない。

条例第7条第2号本文の「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所、性別などの基本的な属性を示す事項を始めとし、個人の発言内容、行動記録など当該個人に関わりのあるすべての情報をいう。

投票済みの投票用紙は、選挙人が候補者の氏名等を記載したものであり「選挙人」の個人に関する情報である。そして、その筆跡や記載内容からどの選挙人が記載したのか判断できる可能性があるため、特定の個人が識別され、若しくは識別される情報に該当する。よって、条例第7条第2号本文に該当する。また、条例第7条2号ただし書には該当しない。

条例第7条第6号の「町の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけでなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものをいう。投票済みの投票用紙は、投票所で選挙人が記載し、投票箱に投函した後、開票所で有効無効が判定・点検され、これによって当該選挙の得票数が決定されるものであるから、選挙事務に関する情報である。そして、これが公開されることとなれば、今後執行される選挙において有権者の投票行動等に混乱、支障を及ぼす可能性があり、これによって町が今後の行う選挙事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第7条第6号に該当する。

上記の理由により、本件請求対象の行政文書は、条例第7条第1号、第2号本文及び第6号に該当すると判断し、本件処分を行った。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件行政文書の内容等

本件開示請求の対象となる文書は、平成23年4月10日に執行された香川県議会議員選挙仲多度郡第1選挙区において、選挙人が記載等をした投票用紙（以下「本件非公開情報」という。）で、当該選挙の開票事務終了後に封印され、琴平町選挙管理委員会が保管しているものである。

### 2 条例第7条第1号本文の該当性について

本号では、「法令若しくは他の条例の規定に定めるところにより又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関若しくは他の地方公共団体の指示により、公にすることができないと認められる情報」は非公開情報と規定されている。

公職選挙法第71条には、「投票は、有効無効を区別し、投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、当該選挙にかかる議員又は長の任期間、保存しなければならない。」と規定され、公職選挙法施行令第76条第1項には「開票管理者は、

点検済の投票の有効無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、開票立会人とともに封印をし、これを投票録及び開票録（市町村の選挙にあっては、投票録）並びに開票に関する書類とともに市町村の選挙管理委員会（数町村の区域を区域とする開票区にあっては、次条第2項に規定する町村の選挙管理委員会）に送付しなければならない。」と規定されている。

これらの規定は、琴平町選挙管理委員会が開票管理者及び開票立会人により封印され、送付された本件投票用紙を当該選挙に係る議員の任期間、保管することを法令により義務付けている。

本件非公開情報を公開する場合は、琴平町選挙管理委員会が保管している本件投票の封印を解かなければならない。

公職選挙法及び公職選挙法施行令は、本件投票用紙を公開することについて明文をもって禁止していないものの、同法第71条及び同施行令第76条の規定の解釈並びに同法の目的並びに憲法第15条第4項「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。」の趣旨に鑑みると封印を解いて本件投票用紙を公開することを認めていないといえる。

したがって、本件非公開情報は、「法令の規定に定めるところにより、公にすることができないと認められる情報」に該当する。よって、実施機関が当該情報を非公開としたことは妥当である。

### 3 条例第7条第2号本文の該当性について

本号では、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、特定の場合を除き非公開情報としている。「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所、性別などの基本的な属性を示す事項を始めとし、個人の発言内容、行動記録など当該個人に関わりのあるすべての情報をいう。

本件投票用紙には一部の例外を除き選挙人の直筆で候補者の氏名等が記載されており、その筆跡又は記載された内容に特徴がある場合は、当該投票用紙を閲覧することにより当該投票用紙に記載した者を特定することができるといえる。

したがって、本件非公開情報は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるとする実施機関の主張には合理性があると認められ、かつ、7条第2号ただし書きの情報に該当しない。よって、実施機関が、当該情報を非公開としたことは妥当である。

#### 4 条例第7条第6号の該当性について

本号では、町の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて非公開情報としている。

本件非公開情報は、投票所で選挙人が記載し、投票箱に投函した後、開票所で有効無効が判定・点検され、これによって当該選挙の得票数が決定されるものである。これが公開されることとなれば、今後執行される選挙において有権者の投票行動等に混乱、支障を及ぼす可能性があり、これによって今後行う選挙事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があると認められ、「町の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。よって、実施機関が当該情報を非公開としたことは妥当である。

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

- 5 今回の請求の目的と思われる「開票事務の不正」が疑われないようにするためには、開票の際に、「第三者機関の立会」を認めることや、「監視カメラの導入」などの検討が望まれる。

#### 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 平成 26 年 9 月 10 日 | 諮問 (26 琴選管発第 100 号) の受理 |
| (2) 同年 10 月 28 日     | 審議                      |
| (3) 同年 11 月 28 日     | 審議                      |